

新居浜市大島即売所兼案内所における売店運営事業者  
募集要項

令和8年6月19日

令和8年7月2日修正

新居浜市経済部農林水産課

新居浜市では、新居浜市大島即売所兼案内所（以下「即売所」という。）に設置する売店の運営事業者（以下「運営事業者」という。）を次のとおり募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上でお申し込みください。

## 1 目的

大島では飲食できる場所が少ないため、大島島民や来島者等に対して飲食の提供等を行うことで利便性を確保するとともに、市有財産を有効活用することにより財源確保を図りつつ、大島産の農産物等の販売を通じて、大島の振興を進めていくことを目的とします。

## 2 運営場所

新居浜市大島即売所兼案内所 新居浜市大島1591番（別紙「場所位置図」参照）

木造平屋建 面積36.48㎡ 平成3年建築

水道、電気の引き込みはありますが、浄化槽等の排水設備を設置していないため、炊事や洗濯等の生活排水の放流ができないことから、調理や洗剤使用はできません。

また、建物内にはトイレが無いため、営業形態にかかわらず、事前に保健所等へ事前相談のうえ、適正な手続きを行ってください。

公有財産に売店を設置することを踏まえ、周辺環境に害するおそれのないもの、公序良俗に反するおそれのないもの等で、著しく華美なものでないものとしてください。

応募申込書等の提出期間において、現地確認を希望する場合は、希望日の3日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに、希望日時、事業者名、参加者名、人数及び連絡先を連絡してください。

## 3 運営の態様

売店の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）により行うものとします。

なお、使用料の額、使用許可の申請その他売店の設置に伴い必要な事項は、この募集要項に定めるもののほか、「新居浜市行政財産使用料条例（平成3年条例第7号。以下「使用料条例」という。）及び新居浜市公有財産規則（昭和39年規則第4号）」の定めるところによります。

## 4 使用許可の期間等

### （1）使用許可の期間

使用許可の期間は、使用を許可する日（令和8年8月14日（金）予定）から令和9年3月31日までとします。

### （2）使用許可の更新

令和9年4月1日以降、引き続き売店の運営を希望する場合において、従前の売店の管理運営・実績・必要性を勘案した上で、支障がないと市長が判断した場合は、当初設

定した公募条件を変更しないことを条件に、令和14年3月31日までを限度として、1年ごとに更新することができるものとします。なお、更新を希望しないときは、使用許可の期間が満了する4か月前までに新居浜市に申し出るものとします。

(3) 使用許可の取消し

運営事業者が許可条件に違反したとき、新居浜市において公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は使用許可の条件に反する等使用許可を継続することが適当でないと認められるときは、使用許可の期間中であっても当該使用許可を取り消すことがあります。

(4) 自己都合による廃止

運営事業者は、使用許可の期間が満了する日前までに自己の都合により売店を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の4か月前までに新居浜市に申し出るものとします。

(5) その他

法令や条例の改正その他の事由により変更が必要となる事項が生じたときは、当初設定した公募条件を変更することがあります。その際は新居浜市と運営事業者との間で協議を行い、条件の変更を行うこととします。

## 5 使用料の額等

(1) 使用料の額

使用料の額は、使用料条例第2条第1項及び別表の規定により、次に掲げる額の合計額として、令和8年度は年額35,469円となります。ただし、使用許可期間が1年に満たない場合は、当該使用料の年額を使用許可期間に応じて日割りで計算した額とします。

また、使用料は年度ごとの課税標準額の相当額により変動する場合があります。

ア 使用する建物の課税標準額の相当額に1000分の97.67を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額

イ 使用する建物の敷地の課税標準額（住宅用地の特例は除く。）の相当額に1000分の70.31を乗じて得た額

(2) 使用料の納入

使用料は、新居浜市が発行する納入通知書により指定の金融機関等において、指定期日までに納入してください。

(3) 売上金額等の報告

運営事業者は、月ごとの売上金額、販売人数等を翌月10日（※当該日が閉庁日である場合は、直後の開庁日）までに新居浜市へ報告してください。

なお、売上金額、販売人数等は、新居浜市が以後に実施する売店の公募に際し、公表することがあります。

## 6 必要経費等

使用許可物件は、現状の状態での使用許可となり、現即売所内の設備等の撤去が必要な場合は市と協議のうえ、運営事業者が経費を負担して行ってください。

また、売店の設置、管理、撤去及び原状回復は、市と協議のうえ運営事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費、設備設置費、内装改修費、光熱水費、通信費、清掃費、修繕費、廃棄物処理費、原状回復費、その他一切の経費は、運営事業者の負担とします。

なお、電気料金の支払等については、自動販売機設置事業者と調整を行ってください。

## 7 原状回復

運営事業者は、使用許可期間が満了したとき、若しくは使用を廃止するとき、又は使用許可を取り消されたときは、自己の負担で原状に回復し、市が指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、市が特別に承認したときは、この限りではありません。

## 8 損害賠償

運営事業者は、使用許可物件の使用により、第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、運営事業者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼしたときは、運営事業者の負担で賠償しなければなりません。

運営事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用許可物件の全部又は一部に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を市に支払うものとします。ただし、運営事業者が自己の費用で原状回復したときは、この限りではありません。

## 9 有益費等請求権の放棄

運営事業者は、使用許可物件の改良等のために投じた有益費及び修繕費等一切の費用並びに使用許可の取り消しに伴い生じた損害の賠償を市に請求することはできません。

## 10 営業内容

### (1) 販売品目

販売品目は、弁当等の食料品、飲み物及び大島産の農産物等を必須とし、その他提供したい内容については、企画提案書で提案してください。

酒類（本市の地域特産物を原料とするもので新居浜市が承諾したものを除く。）、たばこ、その他市が提供するにふさわしくないと判断したものについては、提供できません。また、大島の案内所機能も検討してください。

なお、販売品目の変更等を行う場合は、事前に新居浜市に申し出たうえで、その承諾を得てください。承諾を得ていない品目は、販売できません。

### (2) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は企画提案書で提案してください。

なお、営業日及び営業時間の変更を行う場合は、事前に新居浜市に申し出たうえで、その承諾を得てください。

(3) 禁止事項

使用許可物件を提案のあった売店等事業以外の用途に使用することはできません。

また、使用許可物件を他の者に譲渡し、委託し、転貸し、又は担保の目的とすることはできません。

(4) 営業許可申請等

売店等の営業に伴い法令上必要となる官公庁等への許可申請や届出等の手続きは、全て運営事業者の責任において行ってください。

(5) 衛生管理

運営事業者は清掃により常に清潔な環境を保ち、関係法令の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合、遅滞なく手続きを行ってください。

また、張り紙の掲示や看板の設置については、デザインや場所等を市と協議の上、決定してください。

(6) 運営事業者は、売店の問合せ及び苦情について、全て運営事業者の責任において対応してください。

(7) その他

本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と運営事業者で協議の上、決定することとします。

## 1.1 応募資格要件

次の要件を全て満たす個人又は法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 過去3年以内に食品衛生法に係る行政処分を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員等の利益となる活動を行う者（法人にあっては、役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者）でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (6) 国税及び新居浜市税を滞納していないこと。
- (7) 指名停止措置を受けている者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者でないこと。
- (8) 売店又は食堂の運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、過去3年間に1年以上の実績を有していること。

## 1.2 応募申込書等提出書類

応募者が個人か、法人かに応じて、次の書類を提出してください。（※各1部）  
 なお、新居浜市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがあります。

提出書類			個人	法人
(1)	応募申込書	第1号様式	○	○
(2)	企画提案書	第2号様式	○	○
(3)	誓約書	第3号様式	○	○
(4)	住民票		○	
(5)	身分証明書	※発行の日から 3か月以内のもの	○	
(6)	登記事項全部証明書 (※履歴事項又は現在事項のいずれか。)			○
(7)	定款、寄附行為又は規約等	※要・原本証明		○
(8)	印鑑登録証明書 (※法人にあっては印鑑証明書)	※発行の日から 3か月以内のもの	○	○
(9)	役員名簿	第4号様式		○
(10)	売店又は食堂の運営実績を証する書類 (過去3年間に1年以上の運営実績を証明 するもの)		○	○
(11)	国税の納税証明書 (所得税又は法人税、消費税及び地方消費税 の未納税額がない証明書)		○	○
(12)	新居浜市税の納税証明書 (新居浜市税の未納税額がない証明書)	新居浜市で課税 されている場合 のみ	○	○

備考 (1) から (3) まで及び (9) の書類は、第1号様式から第4号様式までの指定  
 様式を使用し、提出のこと。

## 1.3 応募申込書等の配布

### (1) 配布場所

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市経済部農林水産課（市役所4階） ☎0897-65-1262（直通）

### (2) 配布期間

令和8年6月19日（金）から同年7月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日  
 を除く。）の執務時間中（8時30分から17時15分まで。以下同じ。）

- (3) 上記「12 応募申込書等提出書類」のうち第1号様式から第4号様式までは、（新居浜市経済部農林水産課）ホームページからダウンロードすることができます。

#### 14 応募申込書等の提出

(1) 提出場所

上記「13 応募申込書等の配布」の(1)配布場所と同じ

(2) 提出期間

令和8年6月22日(月)から同年7月10日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の執務時間中

(3) 提出方法

持参による(※郵送、FAXその他の方法は不可)

#### 15 運営候補事業者の決定等

(1) 決定方法

提出された応募申込書等の審査を行い、必要な資格及び募集要項に定める全ての条件を満たしている者を選定対象とし、運営事業者の選定は、新居浜市大島即売所兼案内所売店運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行います。

なお、選定委員会は、経済部長、経済部総括次長、農業委員会事務局長、総合政策課長、農林水産課長及び大島連合自治会長をもって組織します。選定委員会での審査結果(選定委員会の会議録、各委員の採点表等)は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

(2) 審査方法

ア 企画提案書等を審査評価項目に基づき審査し、運営候補事業者を選定します。

イ 原則、ヒアリングを実施しますが、選定委員会がヒアリングを実施する必要がないと認めた場合は、書類審査のみ実施します。

ウ 各選定委員の合計評価点の平均が最上位の事業者を最適提案者とし、次の順位の事業者を次順位提案者として選定します。ただし、最適提案者及び次順位提案者は、合計評価点の平均が満点の6割以上を獲得している者としてします。

エ 合計評価点の平均が同点となった場合は、選定委員会で投票を行い、得票数の多い事業者を運営候補事業者としてします。

オ 提案者が1者のみの場合であっても、審査を行います。合計評価点の平均が満点の6割以上を獲得しなかった場合や提案者がいない場合は、本募集を中止します。

(3) 審査評価項目

	評価項目	評価基準	配点
1	事業者概要	・安定的、継続的な売店運営が期待できるか。	10
2	運営体制	・売店設置目的を理解した方針となっているか。 ・安定した運営に必要な体制となっているか。	20

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施等、適切な教育体制となっているか。</li> <li>・クレーム等への適切な対応体制となっているか。</li> </ul>	
3	安全衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理や食品衛生管理の体制は適切か。</li> <li>・防犯、防災、危機管理体制は十分か。</li> <li>・廃棄物の回収や処理方法は適切か。</li> </ul>	20
4	販売品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズに沿った販売品目であるか。</li> <li>・利用しやすい価格設定であるか。</li> <li>・提供にあたっての創意工夫はあるか。</li> <li>・大島産の農産物等の販売内容は十分か。</li> <li>・健康に配慮しているか。</li> </ul>	30
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島民や観光客のサービス向上につながる案内所等の提案があるか。</li> <li>・大島の振興につながる独自の魅力ある提案があるか。</li> </ul>	20

(4) 決定予定日

**令和8年7月31日(金) 予定**

(5) 運営候補事業者の公表等

新居浜市（経済部農林水産課）のホームページにおいて、運営候補事業者の決定状況を掲載するとともに、全ての申込者に結果を通知します。

(6) 応募等の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募等を無効とします。

- ア 応募資格要件を欠いている者が応募したもの
- イ 指定の期間内に応募書類等が提出されなかったもの
- ウ 応募申込書等の氏名、押印その他必要箇所について、誤脱（不明瞭な場合を含む。）又は虚偽の記載等があるもの
- エ 新居浜市が指定した様式がある場合は、当該様式を使用していないもの
- オ 運営事業者の応募及び決定に関し、不正な行為を行ったもの
- カ その他募集要項に規定する応募に関する条件等を満たしていないもの

## 16 行政財産使用許可の手続

(1) 使用許可願の提出

運営候補事業者として決定を受けた者は、市長が指定する期日（**8月7日(金) 予定**）までに「市有建物使用許可願」を提出し、その承諾（**8月14日(金) 予定**）を受けてください。

なお、市長が指定する期日までに、正当な理由なく「市有建物使用許可願」を提出しない場合は、運営候補事業者の決定を取り消し、次順位者を運営候補事業者とします。

(2) 継続使用願の提出

運営事業者が使用許可の更新を希望する場合で、当該手続が認められたときは、毎年度、

「市有建物継続使用願」を提出していただくことになります。

## 17 運営事業者の決定

運営候補事業者として決定を受けた者が、上記「16 行政財産使用許可の手続」の(1)に記載する市長の承諾を受けた場合に、売店の運営事業者として決定したものとします。

【問合せ先】〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市経済部農林水産課（市役所4階）

（☎0897-65-1262）